

「福井市障がい者芸術文化祭 2025」開催業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

「福井市障がい者芸術文化祭 2025」開催業務の受託候補者選考にあたり、企画力、創造力、実行力などの観点から公募型プロポーザルにより適正な選考を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 「福井市障がい者芸術文化祭 2025」開催業務
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和7年11月25日（火）まで
- (4) 開催期間 令和7年10月25日（土）
10：00から16：00まで（準備、片付け時間は除く。）
- (5) 提案上限額 4,023,000円（消費税等を含む。）
※なお、見積書の金額が、提案上限額を超過した場合は失格とする。また、
本業務に関する協議や各種打ち合わせ、申請等に要する経費も業務に要する費用に含まれる。
- (6) 開催場所 ハピテラス、ハピリンモール2階しあわせ広場 別添参照

3 選考方法

公募型プロポーザル

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 福井市内に主たる営業所を有していること。
- (2) 福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格等に関する要綱（平成11年12月20日施行）の規定に基づき、福井市一般業務競争入札参加資格者名簿に登録されている又は公表日からプロポーザル参加申込書の提出期限までの間に、福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出済みであること。なお、申請書を提出中の場合、資格審査において認定されなかった時点で本件に関する参加資格を喪失する。
- (3) 公表日から受託候補者特定の日までの間において、福井市物品調達等契約に係る指名措置等措置要領（平成14年4月1日施行）による指名停止措置又は指名除外措置を受けている者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをしている者（更

生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (7) 役員(役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)でないこと又は役員が暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (8) 参加申込をする時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。
 - ①親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。)の関係(個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。)
 - ②親会社(個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。)を同じくする子会社同士の関係
 - ③一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - ④一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の管財人(会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。)を現に兼ねている関係
- (9) 当該プロポーザルにおいて、事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条に規定する組合又は団体をいう。)として参加する場合は、その組合員又は会員ではないこと。
- (10) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (11) 令和2年4月1日以降に、本業務と同規模程度の催事(イベント)等を企画運営した実績があること。
- (12) 複数の事業者等により構成される共同体として参加する場合は、次に掲げる条件を全て満たすこと。
 - ①共同体は、3者以下で構成すること(共同体を構成するすべての事業者を「構成員」という。以下同じ。)
 - ②構成員は、業務委託において当該共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
 - ③構成員は、単独又は他の共同体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。
 - ④構成員は、上記(2)～(10)に掲げる要件を全て満たし、かつ、共同体を代表する者は、併せて上記(1)(11)に掲げる要件も全て満たしていること。

5 募集方法

プロポーザルの実施については、福井市障がい福祉課（以下「当課」という。）ホームページに掲載（公表）し、プロポーザル参加者を募集する。

6 プロポーザル参加申込書の提出

プロポーザルに参加する者は、次によりプロポーザル参加申込書を提出するものとする。

(1) 提出書類

ア) プロポーザル参加申込書 別紙【様式1】

イ) 参加資格誓約書 別紙【様式2】※共同体的場合は全ての構成員のもの

ウ) 会社概要書【任意様式】 ※所在地、業務内容、資本金、社員数等がわかるもの。

※共同体的場合は全ての構成員のもの

エ) 令和2年4月1日以降に本業務と同規模程度の催事（イベント）等を企画運営した実績がわかる書類【任意様式】 ※共同体的場合は代表者のみ

オ) 共同体結成届出書 別紙【様式5】

・共同体として参加する場合は提出すること。

カ) 福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書を提出したことがわかる書類

※共同体的場合は全ての構成員のもの

(2) 提出部数 1部

(3) 提出期間 令和7年5月9日（金）～令和7年5月29日（木）12時00分（必着）

(4) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書類の収受に争いが生じないよう、配達記録が残る書類書留郵便等とすること。）

(5) 提出先 〒910-8511

福井市大手3丁目10-1 福井市役所 別館1階

福井市 福祉健康部 障がい福祉課

7 参加資格審査の結果通知

参加申込書を提出した者については参加資格要件を審査し、その結果（参加資格の有無）を令和7年5月30日（金）までに電子メール等で連絡する。

8 質問及び回答

(1) 提出期限 令和7年5月21日（水）12時00分（必着）

(2) 提出方法 「応募に関する質問票」 別紙【様式3】により、持参、FAX又は電子メールにて提出

※持参、FAX又は電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 回答期限 令和7年5月23日（金）

(4) 回答方法 当課ホームページに掲載

9 企画提案書の提出

参加資格要件を満たした者は、次により企画提案書を提出するものとする。なお、企画提案内容については、別紙【様式4（記載要領）】を参照すること。

- (1) 提出書類 企画提案書 別紙【様式4】
- (2) 提出部数 正本1部、副本12部
- (3) 提出期限 令和7年6月4日（水）12時00分（必着）
- (4) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書類の収受に争いが生じないよう、配達記録が残る書類書留郵便等とすること。）
- (5) 提出先 〒910-8511
福井市大手3丁目10-1 福井市役所 別館1階
福井市 福祉健康部 障がい福祉課

10 受託候補者の選定等

(1) 企画提案書の審査

企画提案書の審査は、別に設置する「審査委員会」において、企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）によるプレゼンテーションを実施し、総合的に審査した上で、受託候補者を1名選定する。プレゼンテーションの実施日等の詳細は別途通知する。

① 審査委員会（プレゼンテーション）日時等

令和7年6月13日（金）午後（予定）

会場 福井市役所 別館中2階 第11会議室(C)

② 留意事項

- ・プレゼンテーションは、各提案者30分（説明20分、質疑応答10分）以内とする。
- ・出席者は4名以内とする。なお、共同体については、代表者及び構成員各1名以上は必ず出席すること。
- ・プレゼンテーションで使用するスクリーン及びプロジェクターは市で準備する。
※使用を希望する場合は事前に連絡すること。
- ・プレゼンテーションは、本業務の責任者又は担当者が行うこと。

(2) 審査基準

- ・プロポーザルは以下の審査基準に基づき、1人合計50点満点で審査する。
- ・各提案者の合計点は、各審査委員の採点の合計とし、250点満点とする。最低基準点は合計点で125点と決め、最低基準点に満たない場合は受託候補者とししない。

審査項目	審査内容	配点
企画内容	・障がいの有無に関わらず、障がい者芸術文化への興味・関心を深め、参加意欲が高まるような企画内容となっているか。 ・障がいや障がい者のある人への理解を深めてもらえるような企画内容になっているか。 ・障がいのある人もない人も、誰もが参加し互いに交流できる機会を提供する企画内容となっているか。 ・催事への集客（障がいのある人もない人も）が期待できる企画内容となっているか。 ・開催に向けて、障がい者の意見を取り入れた企画内容となっているか。 ・障がいのある人の作品募集について、障がいの種別を問わず、幅広く、多くの応募が期待できる企画内容となっているか。	20
広 報	・多様な広報媒体を効果的に活用し、集客効果を高める広報となっているか。 ・障がいのある人の作品募集について、障がいの種別を問わず、幅広く、多くの応募が期待できる周知を行えるか。	15
運営全般	・会場設営は、障がいのある人も参加しやすいように、それぞれの状況に応じた支援や工夫を行い、障がいのある人も参加しやすい合理的配慮（誰もが平等に社会生活を送れるよう、バリアを取り除く措置）が施された会場レイアウトとなっているか。 ・県内の障がい者就労施設等からの物品等の優先調達が推進される内容となっているか。 ・円滑に運営するための実施体制、実施スケジュールとなっているか。	5
業務実績	・過去に同規模程度の催事（イベント）等を企画し十分な成果をあげたことがあるか。	5
参考見積	・コストパフォーマンスは優れており、必要となる経費・費目を過不足なく考慮し、適正な積算が行われているか。	5

(3) 選定結果の通知

選定結果は、提案者全者に対し、令和7年6月中旬（予定）に書面及び当課ホームページで通知する。

1.1 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限額を超過した場合

1 2 契約の締結

発注者は、受託候補者として選定された者との間で企画提案書等の内容を元に、業務履行に必要な具体的な協議を行った上で、随意契約による委託契約を締結する。受託候補者と協議が整わない場合にあっては、次点候補者と協議の上、契約を締結する場合がある。なお、その際には、選定された者は改めて見積書を提出するものとする。

また、次の場合には、発注者は契約締結を取り消す場合がある。

- (1) 受託候補者として選定された者が、契約の締結に応じないとき。
- (2) 財務状況の悪化等により業務の履行が確実でない恐れがあるとき。
- (3) 提出書類に、故意に虚偽の記載をした場合
- (4) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託契約が不可能又は著しく不適当となるような事情が生じた場合
- (5) 契約の締結期限までに福井市一般業務競争入札参加資格者名簿への登録が確認できないとき。

1 3 その他留意事項

- (1) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (2) 企画提案に関する経費は全額提案者負担とする。
- (3) 提出期限後における応募書類の再提出及び差換えは認めない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- (5) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (6) 応募書類の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により当課に提出すること。
- (7) 提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負う。
- (8) 業務履行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (9) 企画提案書は、仕様等を踏まえた上で、提案の特徴を明確にするとともに、業務を実現するために可能な限り具体的な内容を記載すること。
- (10) 福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

また、当該プロポーザル実施に関する情報については随時、当課ホームページに掲載するものとし、審査結果には、提案者数及び受託候補者を掲載する。

(11)受注者は、この事業の実施にあたって、当課との協議なしに単独でスポンサーを募ってはならない。

(12)その他、不明な点については、当課に照会すること。

14 スケジュール

実施要領等の公表	令和7年5月 9日(金)
プロポーザル参加申込書の提出期間	令和7年5月 9日(金) ～5月29日(木) 12時00分(必着)
質問期限	令和7年5月21日(水) 12時00分(必着)
質問回答期限	令和7年5月23日(金)
参加資格審査の結果通知	令和7年5月30日(金)
企画提案書の提出期限	令和7年6月 4日(水) 12時00分(必着)
審査委員会（プレゼンテーション）	令和7年6月13日(金) 午後 ※予定
選定結果の通知	令和7年6月中旬 ※予定
業務委託契約締結	令和7年6月20日(金) ※予定

15 問い合わせ先

〒910-8511

福井市大手3丁目10-1 福井市役所 別館1階

福井市 福祉健康部 障がい福祉課（担当：北川）

TEL：0776-20-5435 FAX：0776-20-5407

E-mail：sfukusi@city.fukui.lg.jp

ハピリンモール2階しあわせ広場



- ・全面/約31.55坪 (訳104.3㎡)
- ・半面/約16.8坪 (訳52.2㎡)
- ・貸出時間 9:00~21:00
- ・最大面積の催事場・電源あり(100V)